宇治市監査委員公表第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 24 日

宇治市監査委員 森 真二 松岡 ゆかり 鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日令和2年9月25日(宇治市監査委員公表第12号)
- 2 当該通知に係る事項 次のとおり。

監査対象 都市整備部 歴史まちづくり推進課

監査期間 令和2年6月8日 ~ 令和2年7月29日

監査結果(指摘事項)		措置状況等(改善内容)
1	補助金交付要綱の定めと実際の申請時期との齟齬	補助金交付要綱の定めと実際の申請時期との齟齬が見受けられた点については、要綱の定め方に課題があることから、齟齬の解消を図るため所要の改正を行いました。 今後は、例規に基づく適切な事務処理を行うとともに、 事務手続の根拠となる例規の点検に努めます。